

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（抜粋）

（定義）

- 第二条 この法律において「農林水産物等」とは、次に掲げる物をいう。ただし、酒税法（昭和二十八年法律第六号）第二条第一項に規定する酒類並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第一項に規定する医薬品、同条第二項に規定する医薬部外品、同条第三項に規定する化粧品及び同条第九項に規定する再生医療等製品に該当するものを除く。
- 一 農林水産物（食用に供されるものに限る。）
- 二 飲食料品（前号に掲げるものを除く。）
- 三 農林水産物（第一号に掲げるものを除く。）であつて、政令で定めるもの
- 四 農林水産物を原料又は材料として製造し、又は加工したもの（第二号に掲げるものを除く。）であつて、政令で定めるもの